

MR F 及びMMF の運営に関する委員会決議

平成16年 3月19日制定
平成20年 9月11日改正
令和 5年 1月19日改正

この委員会決議は、MR F 及びMMF の運営に関する規則（以下「規則」という。）に基づき自主規制委員会に委任された事項について定める。

- 1 MR F 及びMMF の運営に関する規則に関する細則第 4 条第 3 項に規定する平均残存期間の計算例は、次のとおりとする。

計算例（計算日平成 9 年10月 1 日）

1. 資産90億円

組入資産	金額（分母）	残存日数	（分子）
コール放出（オーバーナイト）	: 30億円	1日	30
コール放出（7日間）	: 20億円	7日	140
CP（満期日平成 9 年12月20日）	: 20億円	80日	1,600
変動利付債（次回金利適用日の前日平成10年 1 月 4 日）	: 20億円	95日	1,900
	合計 90億円		3,670
	平均残存日数	40.8日	

2. 10月 2 日に上記ポートフォリオに下記約定を追加

コール放出（オーバーナイト）分の資金の一部でCP（受渡日10月 6 日、満期日12月 5 日）を購入	20億円	60日	1,200
他の資産			
コール放出（オーバーナイト）	: 30億円	1日	30
コール放出（6日間）	: 20億円	6日	120
CP（満期日平成 9 年12月20日）	: 20億円	79日	1,580
変動利付債（次回金利適用日の前日平成10年 1 月 4 日）	: 20億円	94日	1,880
	合計 110億円		4,810

ただし、上記コール放出（オーバーナイト）によるCP購入分20億円をマイナスし、分母は90億円とする。

平均残存日数 53.4日

- 2 規則第27条の 5 に規定する自主規制委員会が定める記載例は、次のとおりとする。

「委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第16項に規定する金融商品取引所及び同条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買又は同法第28条第 8 項第 3 号若しくは同項第 5 号の取引を行う市場をいいます。）における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第○項による請求の受付を中止すること（及び、既に受付けた請求を取り消すこと）ができるものとします。」

(注) 上記の記載例にある「その他やむを得ない事情」には、決済機能の停止、想定を超える解約などにより受益者の公平性が担保出来ないと判断した場合も含むものとする。

附 則

この部会決議は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和5年1月19日から実施する。

ただし、この改正の際現に存するMRF等については、令和5年7月19日までの間は、従前の規定によることができるものとする。

*改正は、次のとおりである。

1を改正し、2を新設